

委 員 長 報 告

平成２７年１２月１１日の本会議において、当委員会に審査を付託されました平成２７年・４定請願第１号『後期高齢者医療制度の保険料に関する請願』及び４定請願第２号『後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願』については、保険料改定における医療給付費準備基金の活用方針及び保険料の軽減特例の見直し状況等について当局の説明を聴取するとともにさまざまな観点から審査を進めてまいりました。

審査の過程における委員からの意見の要点について、以下のとおり報告申し上げます。

まず、請願第１号については、平成２８年２月開会の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、保険料改定の関係議案が上程される予定であったことから、本市の１２月定例会において請願を採決すべきであるとの意見があった一方、広域連合においては、保険料算定に当たって今後の医療費の動向を見極めつつ、財政の均衡を図るとともに医療給付費準備基金を全額充当した上で適正な保険料率を判断したいとの方向性が出されていたことから、その動向を見極めながら判断すべきであるとの意見があり、継続審査としていたものです。

保険料の算定については、今回の広域連合における保険料改定において医療給付費準備基金２８億円全額を充当した上で保険料が設定されたことから、一定保険料の抑制が図られたものであるとの意見がありました。

次に、請願第２号については、広域連合は市町村と連携協力しながら医療制度を運営している中で、既に全国後期高齢者医療広域連合協議会から国に対して、低所得者に対する保険料軽減特例措置に関する内容を含む要望書が提出されていたことから、国の動向を見極めながら判断すべきであるとの意見があり、継続審査としていたものです。

保険料の軽減特例の見直しについては、保険料負担に影響を及ぼすことから継続が必要であるといった意見があった一方、世代間の負担のあり方や制度の安定的な維持の観点から総合的に判断する必要があるとの意見がありました。

当委員会としては、住民の福祉の増進を主眼に議論し、去る３月３日に採決を行った結果、４定請願第１号については賛成者なしにより、４定請願第２号については賛成少数により、それぞれ不採択とすることに決しました。

以上、委員長報告といたします。

平成２８年３月２４日

文教厚生委員会

委員長 出水 豊 数